

令和3年度青森県農地中間管理事業推進方策

青 森 県

(公社)あおもり農業支援センター
(農地中間管理機構)

(一社)青森県農業会議
(農業委員会ネットワーク機構)

青森県土地改良事業団体連合会

青森県農業協同組合中央会

1 取組方針

県では、本県農業の持続的発展を図るため、本県農業の担い手に農地の9割を集積・集約化することを目標として、農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）による農地の利用集積と有効活用を進めています。

本県における担い手への農地集積率は、機構事業が始まった平成26年度当初の43.5パーセントから令和元年度末の56.5パーセントと、年々高まっており、これまでの取組の成果が現れてきています。

また、各市町村では人・農地プランをより実効性のあるものとするための見直しが行われ、令和2年度末で全ての市町村において実質化した人・農地プランが策定されます。

令和3年度は、各地域において実質化した人・農地プランに位置付けた担い手（中心経営体）への農地集積に向けた取組が本格化することから、関係機関が一体となって機構事業を活用した農地の集積・集約化を一層加速させていくこととします。

このため、県、公益社団法人あおもり農業支援センター、一般社団法人青森県農業会議、青森県土地改良事業団体連合会及び青森県農業協同組合中央会の5者が連携し、以下の取組を重点的に推進します。

2 取組内容

(1) 人・農地プランの実現に向けた取組強化

人・農地プランに定められた「将来方針」に基づいて、関係機関が連携して担い手への農地の集積・集約化を推進します。

また、人・農地プランの取組を着実に進めていくためには、「農地利用の最適化」の業務を担う農業委員や農地利用最適化推進委員の役割が一層重要となることから、それぞれの地域における活動強化を支援します。

- ① 人・農地プランの「将来方針」の実現に向けた取組の支援と進捗状況の把握
- ② 人・農地プランに基づく機構事業を活用した中心経営体への集積・集約化の推進
- ③ 農業委員等の農地利用最適化活動をフォローアップする研修会等の実施
- ④ 農業経営相談所による地域の担い手となる集落営農組織等への重点支援

(2) 取組内容や対象の重点化による集中的な取組の展開

地域によって農業経営の特徴や農地集積の状況が大きく異なることから、市町村が地域の実情を踏まえて「重点取組事項」を設定し、関係機関・団体が連携してその実践を支援します。

また、集落営農法人や大規模経営体への個別訪問による機構事業の活用の誘導や、法的な手続をしていない農地の貸借（未手続貸借）から機構事業による利用権設定を促すなど、対象者や内容を絞り込んだ集中的な取組を展開します。

さらに、これまでの農地の「集積」から一歩進んだ「集約化」への取組に向けた環境づくりや、樹園地を良好な状態で担い手へ継承していくため、モデル地区における関係機関と連携した速やかなマッチングに取り組みます。

- ① 地域の実情を踏まえた市町村毎の「重点取組事項」の設定
- ② 重点取組期間を設定し、地域や対象者などを絞り込んだ機構事業の活用の働きかけ
- ③ 集落営農法人や大規模経営体への機構事業の活用の誘導
- ④ 機構事業を活用して農地の集約化を目指す担い手同士の農地の交換を円滑に実施する環境の整備
- ⑤ 畑地や樹園地等における未手続貸借から機構事業を活用した利用権設定への誘導
- ⑥ 離農予定者の樹園地データの一元管理と関係機関の情報共有による速やかなマッチングのモデル的な実施
- ⑦ 中山間地域における地域集積協力金の活用による農地集積の促進

(3) 基盤整備事業と農地中間管理事業の連携強化

基盤整備事業実施地区の事業推進協議会や農地耕作条件改善事業実施地区の地域の話合いなどに参画し、機構事業の活用を誘導します。

また、農地中間管理機構が借り入れた農地について、農業者の負担なしで基盤整備を実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）を円滑に推進するため、関係機関が連携して事業の進捗に応じた支援を行うなど、基盤整備を契機とした担い手への農地の集積・集約化を推進します。

- ① 基盤整備事業実施地区における事業推進協議会への参画と機構事業活用への誘導
- ② 関係機関との連携による機構関連事業の推進
- ③ 農地耕作条件改善事業実施地区における機構事業活用の強化
- ④ 基盤整備事業実施予定地区における、地域営農ビジョン等の作成支援
- ⑤ 土地改良区への業務委託による、基盤整備事業実施地区の農業者への機構事業の周知と貸借事務等の実施

(4) 県民に対する農地中間管理事業の周知

機構事業の制度浸透を図るため、農業者はもとより、農地の出し手となり得る県民の関心が高まるように継続して広報活動を実施します。

- ① 県民への新聞、ラジオ、広報誌等を活用した広報活動の実施

3 推進に向けた関係機関の役割分担

業務内容	機関・団体	県(県民局)		機 構	農業 会議	県土連	市町村		農協 中央会	農 協	改良区	りんご 協 会
		農地集積	農地整備				担当課	農委				
(1) 人・農地プランの現実に向けた取組強化												
①プランの実現に向けた支援等	②(②)			○	○		①	○	○	○		
②中心経営体への集積・集約化	○(○)			②	○		①	①	○	②	○	
③農地利用最適化研修会等の実施	②(○)			○	①	○						
④集落営農組織等の重点支援	①(①)			②			○	○				
(2) 取組内容や対象の重点化による集中的な取組の展開												
①重点取組事項の設定	②(②)			○		○	①	①	○	○	○	
②重点期間の設定と働きかけ	①(○)			①	②	②	○	○	②	○	○	○
③大規模経営体等への事業活用誘導	②(②)			①	○		○	○				
④集約化に向けた農地交換の環境整備	○(○)			①			②	②	○	○	○	
⑤未手続貸借から機構事業への誘導	①(②)			①	①		②	②				
⑥樹園地のマッチングモデルの実施	①(○)			①			②	②	○	②		②
⑦中山間地域における農地集積の促進	①(②)			○			②	○				
(3) 基盤整備事業と農地中間管理事業の連携強化												
①事業推進協議会等への参画と誘導	(○)	(①)		○		○	②	○			②	
②機構関連事業の推進	○(○)	①(①)		②		②	①	○			○	
③耕作条件改善事業における機構活用	○(○)	①(①)		○		②	②				②	
④地域営農ビジョンの作成支援	○(②)	○(①)		○		○	○	○	○	○	○	
⑤土地改良区への業務委託等	○()			①		○	○	○			①	
(4) 県民に対する農地中間管理事業の周知												
①新聞・ラジオ等による広報活動	①(○)			①	○		②	②	○	○		○

(注) 1 ①～②は主体的な順位 ○は積極的に協力 無印の場合でも状況に応じて協力

2 農地集積⇒構造政策課、(県民局)農業普及振興室、農地整備⇒農村整備課、(県民局)農村整備担当課。